

平成22年9月28日

於 教育委員会室

平成22年9月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成22年9月大和市教育委員会定例会

○平成22年9月28日（火曜日）

○出席委員（4名）

1番	委員長職務代理者	青	蔭	文	雄
3番	教 育 長	滝	澤		正
4番	委 員	森	山		寛
5番	委 員 長	田	村		繁

○事務局出席者

教 育 部 長	井 上 純 一	こども部長	吉 間 一 治
文化スポーツ 部 長	酒 井 克 彦	教育総務課長	堀 内 一 雄
学校教育課長	大 澤 一 郎	保健給食課長	浜 田 和 博
指 導 室 長	西 山 誠 一 郎	教育研究所長	名 取 正
青 少 年 相 談 室 長	松 岡 路 秀	こども・ 青少年課長	阿 部 通 雄
文化振興課長	北 島 滋 穂	生涯学習 センター館長	西 山 正 徳
図 書 館 長	井 上 克 彦	スポーツ課長	林 武 人

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛 田 幸 人	教育総務課 政策調整 担当主任	坂 本 勝 敏
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第 1（議案第36号） 大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 2（議案第37号） 平成23年度県費負担教職員人事異動方針（案）について
 - 日程第 3 大和市教育委員会委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○田 村
委員長

ただいまから教育委員会9月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、3番、滝澤委員、4番、森山委員にお願いをいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

○滝 澤
教育長

まず、(1)定例会以降の動きについて、その中の6番、横浜国立大学教育デザインセンター開設記念シンポジウムに、9月12日の日曜日に出席させていただきました。

この中で、横浜国大は教員養成に大分力を入れていくということで、政令市の横浜市、川崎市、相模原市、それから中核市の横須賀市、これらの市については、大学のデザインセンターの協力研究員が参加して、大学と連携し教員採用に関わっていくということです。さらに、教育実習や採用なども大学とより連携を図って、教員の養成をしていくという話がありました。

それ以外の市については、そういった具体的な動きはございませんでしたが、これは私の感想ですけれども、大和市においても、教師づくりというような視点で、何らかの形で動いていかなければいけないのかということを感じてまいりました。

小・中学校の運動会については、教育委員の皆さんも多くの学校に参加いただきまして、ありがとうございました。

各学校とも、子ども達の熱中症対策を丁寧にとっていました。一例を挙げますと、9月11日、18日の小・中学校の運動会の方では、子どもの席にテントを張って涼を求めるといった熱中症対策を考えた学校もございました。

その中で感動いたしましたのは、上和田小学校には子ども用のテントが10張ありました。それは前日に学区の地域の方が、ボランティアで自治会関係のテントを持って来ていただき、校庭に張るところまで全部対応していただいたという、感動的なお話を校長からお聞きしました。

おかげさまで大きな事故もなく、熱中症対策も各学校の丁寧な対応がある中、楽しく運動会が終了したと聞いております。

続いて、22年度大和市議会9月定例会について報告します。

文教委員会について、平成22年度大和市一般会計補正予算について、特に学校関係をご説明しますと、林間小学校に子どもの教室を設置し、来年4月にスタートするという運び、それから市内小学校の各普通教室に電子黒板を設置するというものです。

それから、光丘中学校校庭の砂塵被害解消についての陳情がありました。光丘中学校のご近所の方から、学校の砂塵が住宅の方に舞い上がってくるので何とかならないかという話で、これについては委員会としては継続審議となりました。

これに先立ち、教育委員会では砂塵被害を出さないようにということで、薬剤を撒いたり、植樹をしたり、それから学校でも頻繁にスプリンクラーで水を撒くなど、できるだけ対応しておりました。そういうことも説明した中で、継続審議となりました。

一般質問については、特に2学期制についてご説明します。古木議員より2学期制の取り組みについて、窪議員より、3学期制に戻すべきではないか、とご質問がございました。

まず、古木議員の質問は、2学期制についての取り組みについて6項目ほどあり、2学期制を実施して5年になりますが、その検証結果はどのようなのか、3学期制と2学期制の効果の違い、2学期制が全国的に波及しないことに対する見解、それから2学期制のデメリットに関する教育委員会の検証についてはどうか、評価に関する教育委員会の考え、それから最後に、電子黒板の導入とよりよい教育課程の創造に関しての教育長の所見というようなことで質問がありました。

窪議員の質問も、2学期制を検証し、3学期制に戻すべきではないかということで、7項目ほどありました。2学期制の導入の経緯について、モデル校の取り組みなど、2学期制を導入するに当たっての教育委員会の取り組みというのを大分質問されておりました。それから、2学期制のメリット、その検証結果、学校運営上の変化、2学期制で指摘され

る問題点といったご質問でした。

実施後3年ほどの検証結果としては、基本的に各学校がグランドデザインを描きやすいということがあります。

学校行事を教育的な効果があるところへ移動することができ、授業時数も十分に確保ができている。この時数については、3学期制でそのまま進んだ場合は2学期制よりも少なくなっていただろうと。したがって、2学期制で時数確保ができ、それによりゆとりを持った教育活動もできています。

本市の場合は、ただ単に時数を確保するというだけで2学期制を導入したものではございませんので、創意ある教育課程の編成、教育活動の工夫、それから教育相談活動の充実、それから学びの連続性ということで、夏休みについてもその特性を生かした子ども達の学び、子ども達の育ちということについても対応ができる。

それから、教育というのは保護者と学校が連携を図らなければいけない。そういった意味では12月に実施していた教育相談を7月に前倒しして、報告というよりはむしろ7月に教育相談をする中で家庭に発信し、学校と連携を図りながら、お子さんの成長を見守っていくという、その積極的な対応などからも、2学期制は非常に有効であるというようなことでお答えしました。

最終的に3学期制にならないのかという質問に対しては、教育委員会としては、2学期制のメリットを生かして、今後も教職員、児童・生徒、保護者、地域の声も大切にしながら、2学期制を継続していきたいと答えております。

いずれにいたしましても、2学期制の検証は我々の課題としていただきました。

また、マスコミの報道では2学期制から3学期制に戻している市や町が大分あるということで、この辺についても一つ心配されておりました。それらの情報については我々も議員さんがキャッチした内容を得ておりませんので、これについては明快に答えることはできませんでした。今後は情報を得ながら、どういう視点で3学期制に戻したのかとい

うことも情報をいただきながら、参考にするものはしていきたいと思えますけれども、基本は2学期制を踏襲していくということで、もっと積極的に2学期制のよさを学校現場に生かしていくというような意味合いで答弁いたしました。以上です。

○田 村 委員長 教育長の報告が終わりました。質疑がありましたら、お願いします。青蔭委員。

○青 蔭 委 員 運動会に中学校3校、小学校5校ほど回らせていただきましたが、下福田中に参りましたときに、障害がある生徒を健常の生徒が非常に面倒を見て、リレーのときに手を引いて走っているところを拝見しまして、これは父兄の方から大変な拍手が上がりまして、うれしく思いました。

たまたま人権につきまして作文の提出がありましたが、いつも私立のセシリア学園中学校が優秀な成績を収めていますが、ともに生きるという共生ということで、下福田中学校の生徒の作文が今回非常によい文章が寄せられまして、運動会のあり方を見て、さもありなんということを感じました。

それから、学校も各々工夫されまして、特に新入された1年生を約半年の間によくここまで教育ができたなということを感じまして、各学校の先生方にお礼を申しながら、楽しく過ごさせていただきました。

○田 村 委員長 ほかにありませんか。

では、私のほうから2点、お話をさせていただきます。

まずは1点目の運動会の件につきまして、私も自分が当事者でやってきた目から、今度は外から見るという目で見ますと、授業時間数がないので、練習を要するような種目がなかなかできないという学校の現実がございます。そういったこともあり、何か最近の運動会はおもしろくなくなってしまったという話を保護者からよく聞くようになりました。練習する時間がないので、昔みたいに時間をかけて創作ダンス等いろいろなことはできなくなったという話はしておきましたけれども、確かにそういう面があります。

それから、万国旗や鈴割りがほとんど姿を消しました。聞きますと、鈴割りするの面倒くさい、大変だということもあるし、お金の問題も

あります。そういうことで、見上げて何となく寂しげな運動会。

それから、私が一番感じたことは教職員の服装です。学校の低学年等は自分の学校の先生をなかなか全員わからないわけですが、できたら保護者から見ても「学校の先生」とわかるような服装をしていただきたい。何かあったときに、ぱっと先生に言えるとか、「この子どもがあんなことをしています、先生はどうですか」とか、そのような感じで言えるように、もう少しわかる服装にしていただけるとありがたいと感じました。中にはどうかと思うような服装の教員もいましたので、今後その点を少し考えていただくのがいいかと思っています。

それから、2学期制の話がございました。導入の際は、結果的に実験校で良い成果が出たのでゴーサインを出したわけですが、一番のネックはどうしても夏休みが絡んでしまうということで、気持ち的にメリハリがないという話はよく聞きます。

近隣の市町村は、相変わらず3学期のままだということで、「2学期制、ちょっと不便なことはない」と聞いたら、慣れたという先生の答えも何人か聞いているので、定着しつつあるのかと感じています。

授業時間がそれほど大幅に増えたわけでは現実問題としてはないようですけれども、いろいろなことを考えると、このままでいいのかと。

ただし、今教育長がおっしゃったように、やってみて、これはまずいと思ったら、思い切ってまた変えることも一つのことだと思いますので、今後とも検証を続けていただいて、どれが子ども達にとって本当にいいのか、もっと検討していく課題であろうかと考えております。

ほかにないでしょうか。

(「はい」の声)

○田 村
委員長

ほかにないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

- 田 村 委員長
それでは、議事に入ります。
日程第1 議案第36号「大和市青少年指導員に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
細部説明を求めます。阿部こども・青少年課長、お願いします。
- 阿 部 こども・青少年課長
今回の改正につきましては、任期2年間で欠員の状況から新たに委嘱された者の任期終了を他の者と合わせる必要があるため、訂正したものでございます。
第5条で青少年指導員の任期を規定しておりますが、現行同条第2項では、任期途中で交代があった場合に前任者の残任期間としております。これを欠員のまま新たに委嘱された者も任期を同様とするため、同条第1項にただし書きを加え、第2項で再任について規定し、改めるものでございます。
なお、附則で10月1日から施行するものでございます。以上です。
- 田 村 委員長
文言の整理という形だと思いますが、何かございますか。
- 森 山 委員
何が変わるのでしょうか。
現行では問題が何かあるのでしょうか。
- 阿 部 こども・青少年課長
例えば、青少年指導員が120名以内と規定しておりますが、それが例えば105名しか委嘱されない場合があります。その任期の途中で新たに推薦が上がってきます。その人を委嘱する場合に、委嘱した日から2年間という形に現行ではなってしまう。
委嘱された委員が任期途中で交代があった場合の規定が現行の第2条の規定で行っております。ただ、4月1日当初から委嘱されなかった者が、例えば6月1日から委嘱された場合には2年間という規定でございますので、翌々年の5月までになってしまいます。そうしますと、ほかの方よりも2カ月長くなってしまいますので、その任期の終了を合わせるために今回の改正を行ったものです。
- 田 村 委員長
例えば、委員であった人が途中で病気か何かで辞め、それに代わって新しく再任された人は辞めた人の残りの任期とすぐわかります。
そうではなく、定数は120名のところ、108名ぐらいでスタート

した場合、新たに2名を補充したい、そういう時に適用するというニュアンスですか。

○阿部 ことども・青少年課長 そのとおりでございます。

○田村 委員長 これは非常にわかりにくい。言っていることは全く同じみたいに聞こえてしまう。堀内教育総務課長。

○堀内 教育総務課長 現行規則の第2項に「ただし」があれば通じますが、「ただし」がないことによって、2つの条件がついてしまっています。

まず、任期が2年だから再任を妨げないという理由です。2項目の場合にはそれとは別に欠員があった場合については、補欠指導員ですか、その任期は前任者の任期期間とするということで、今言ったようにずれた場合にはそこから2年という解釈ができてしまいます。

例えば、6月に委嘱したら、そこから2年間の任期になってしまうよということを1番に言っています。「ただし」という例外の規定に設ければよかったのですが、例外規定になっていないということで、それに合わせて文言を整理した関係で新しい改正案では入れくりがあったということでございます。

○田村 委員長 現行規則で「指導員が欠けた場合」ということは、あくまでも途中で欠けたということですよ。改正案の方は、本当はあと3人ぐらい指導員ができるから新しく追加をしてということが前の方のことですよ。欠けたのではなくて、定員内で新しく追加をする。そういうニュアンスでしょうか。

○堀内 教育総務課長 そうすると、それが2年間の任期になってしまい、途中から欠けた場合には補充したときから2年になってしまいます。

2年というのはスタートを同じにして、欠員であってもスタートは同じですよ。その間いなかったということで、そこを補充するという意味で、本来終わりは同じにならなくてはいけないということです。

○田村 委員長 例えば2年間ありますが、1つ追加をしている。追加をした人は1年しかなかったと。しかし、終わりは同じ。

- 森山委員　これは改正案でもそのように受け取れますか。改正案でも初めからいなかったという人のことは言っていないです。
- 要するに初めからいなかった場合、前任者がそもそもいないわけだから、この場合は現行規定とほぼ同じように採られてもしょうがないのではないですか。
- もし今堀内課長が言ったようなことが趣旨であるならば、もう少し違う表現にしないとわからない。
- 堀内教育総務課長　確かにわかりにくいですから、第5条のほうでは「ただし」ということで、あくまで任期は2年だということを言っております。
- 田村委員長　この補欠指導員を同列に扱ってしまっているから、任期途中で辞めた人の代替りの人も、途中から入ってきた人も、表現が同じになってしまっているからおかしいわけです。
- 堀内教育総務課長　その辺はわかりにくいかと思います。実際に補欠により委嘱されたというのは、最初からいなかった者も補欠の内容に含んでいるということで作った条文となっています。
- 田村委員長　だから、この現行と改正案とは変えた意味合いが薄い。文言的に読んで、もう少しわかるような表現にすべきではないか。
- 滝澤教育長　補欠の意味合いを今2種類あるという議論になっていますよね。だから、補欠とはこういう場合だということを2種類書けば、それがはっきりわかるような表現にすれば、補欠について実例が書いてあれば、今の2種類は含まれるというふうに考えられるよね。
- 堀内教育総務課長　補欠という言葉をもし変えたら欠員の場合となります。欠員であれば、補欠の場合もあるし、最初からいない場合も両方とれます。改正案のほうで「補欠」というのを「欠員」に変えさせていただければと思います。修正するような形でいかがでしょうか。
- 田村委員長　欠員によるものと、途中で辞めた人の補欠と2つあるわけでしょう。2つわかるようにしておいた方がいい。
- 森山委員　その前に、僕は前任者の残任期間というのが引かかるのは、欠員だった場合は前任者がいなかったわけですね。だから、一体どこだということになります。

- 堀内 教育総務課長
整備するに当たり、他の規則、条例等との整合も図っております。その中で体育指導員規則などはこういう書き方をしているということで、それに合わせております。
- 田村 委員長
法令の悪いところは、わかりにくいことをそのまま直さないところで、歩調が揃わないことが問題になるという特別の理由があれば別ですが、教育委員会の場合、できれば誰が見てもわかる言葉にされた方がいいと思います。
では、これはどのような扱いにいたしましょうか。
- 吉間 子ども部長
教育総務課と調整をし、また提案させていただければと考えます。
- 田村 委員長
この件については継続審議という形で延ばしてよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
- 田村 委員長
では、議案第36号は継続審議ということにさせていただきます。
続いて、日程第2 議案第37号「平成23年度県費負担教職員人事異動方針(案)について」を議題といたします。
細部説明を求めます。大澤学校教育課長。
- 大澤 学校教育課長
大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針は、神奈川県教育委員会の人事異動方針を受けたものでありまして、これから述べます3つの柱を基本に、市の人事異動方針として定めたものであります。
1番目の適材を適所に配置することに関しましては、具体的には各学校における学校運営、教育研究、児童・生徒指導、特別支援教育、外国語活動、図書館教育、国際教育活動などを推進していく上で、管理職を含めて必要な人材を適所に配置していくことであります。特に、新採用教員の配置に関しましては、司書教諭免許を有する教員、英語に堪能な教員、部活動指導ができる教員などを各学校の状況に応じて配置していくものであります。
2番目の教職員の編成を刷新強化するに関しましては、教職員の年齢構成、男女のバランス、勤続年数等を考慮して配置し、教職員構成の均衡を保持するとともに、管理職、総括教諭などの配置替えによって教職

員の編成を刷新強化し、各学校における教育効果の向上、学校の活性化を目指していくものであります。

3番目の全県的視野に立って、広く人事交流を行うに関してですが、まず現在の人事交流の状況を説明いたしますと、平成22年度大和市からは県教育委員会に8名の教員が職員課長、指導主事等として従事しております。また、横浜国立大学附属小・中学校では3名の教員が、相模大野中等教育学校では1名の教員が、さらに県立養護学校では1名の教員が活躍しているところであります。こうした全県的な人事交流によって、それぞれの教員がスキルアップし、大和市に戻ってきた際に遺憾なく力を発揮してくれることを大いに期待しております。

なお、市教育委員会等には現在21名の教員が従事しております。

さて、全県的視野に立ってとありますが、当然のことながら、全市的視野に立った人事交流も必要であります。昨年、田村委員長からご指摘がありましたように、市内のある地域に偏った人事異動となることのないよう今回も十分配慮していく考えであります。

今後、この3つの異動方針の柱を念頭に置きながら、教育効果の向上のために、また学校の活性化のためにという視点を十分大切にしながら、教職員の人事異動に取り組んでいく考えであります。

以上が大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針（案）に関する説明ですが、この人事異動方針に基づきまして、次のページにありますように、より具体的な人事異動実施要領を市として定めております。

それでは、実施要領について説明させていただきます。

大きな1番は、異動の時期についてであります。

2番は、転任及び配置換についてですが、（4）に書かれていますように、教育効果を高めるため、原則として、同一校勤続3年以内の者は異動の対象としないこととしております。さらに、5番として、同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として同一校勤続8年を基準として異動の対象としております。

大きな3番につきましては、採用についてであります。

4番は昇任についてですが、(1)の校長の任用につきましては、小・中学校の学校種別にとらわれず、新進気鋭にして、人物・識見・能力・勤務成績・健康度等の優秀な者を任用するものとしております。なお、平成21年度末の人事異動では、教頭から校長への昇任者数は、昇任者6名のうち4名となっております。4名のうち、3名が小学校教頭から小学校長に昇任、1名は中学校教頭から中学校長に昇任しております。同じ校種での昇任となっております。

(2)教頭につきましては、校長に準じて行うものとしており、教頭承認につきましては、総括教諭からとなっております。平成21年度末人事では、教頭承認7名のうち、小学校で2名、中学校で3名が総括教諭からの承認となっております。その他2名につきましては、行政からの昇任となっており、今後できるだけ総括教諭、行政からのバランスを大事にしていきたいと考えております。以上が人事異動実施要領に関する説明であります。

続きまして、資料として、平成22年度教職員人事概要をお示ししました。概要を説明させていただきます。

1番目は、職名別の教職員数を示したものであります。大きな2番としまして年齢別ですが、小学校で一番多い年齢層は55歳以上ですが、これが121名となっており、全体の23.5%を占めております。中学校で一番多い年齢層は小学校とは異なり、50歳以上55歳未満が多く、71名で全体の24.7%となっております。平均年齢につきましては、資料には数値を載せておりませんが、平成22年5月1日現在、小学校が41歳、中学校は43歳となっております。

大きな3番の同一多年勤務者数ですが、先ほど言いましたように原則8年で異動の対象とするものとなっておりますが、教職員の健康状況、継続的任用が学校運営にどうしても必要とされているケースなどによって、9年、10年となっているものはあります。

続きまして、4番の平成21年度末の異動状況は表のとおりです。

大きな5番、新採用教員の推移ですが、平成22年度は58名採用いたしました。平成16年度から30名を超える採用が続いております

が、来年度につきましては、退職者数、再任用希望者数から予想しますと、特に中学校では、本年度より採用数がかなり減少する見込みです。

続いて、資料の裏面をごらんください。

大きな6番、再任用についてですけれども、平成22年度は小学校で13名、中学校で10名が新規の再任用となっております。前年度からの再任用と合わせますと小学校27名、中学校13名、合計40名が任用されている状況となっております。

大きな7番につきましては、児童・生徒・教職員数の推移となっております。特に、小学校の児童数は、平成10年度が1万1,163名と一番低くなりましたが、その後平成18年に1万2,276名とピークを迎え、その後、この間徐々に減ってきております。中学校につきましては、平成15年度5,059名と一番少なくなりましたが、その後増加傾向をたどっております。

最後に8番につきましては、今年度の学年別児童・生徒数及び特別支援学級の在籍数を載せておきました。以上です。

○田村委員長 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いを申し上げます。

青蔭委員。

○青蔭委員 8年以上連続勤務ということに関しまして、10年以上が4名、小学校8名おられますが、交流ということを考えると、これほど長く一つの学校においでになるということは、先生方はどうなのでしょう。

○大澤学校教育課長 基本的に県は10年を原則として異動するよという方針を打ち出しておりますが、大和市は8年ということになっております。先ほど説明しましたように健康面で、今異動するとかなり体に負担がかかるとか、例えば研究主任をしていて研究を最後まで見届けるという、学校運営上どうしても必要な人材であると判断した場合に10年までということが生じておるところですが、基本的にはそういった多年者が多くなることは余り好ましくないと考えておりますので、年度ごとの異動の中で解消していく考えでおります。

○青蔭委員 ありがとうございます。

○田 村
委員長

森山委員。

○森 山
委 員

人事異動というのはなかなか難しいけれども、この異動方針の中には、人事異動の目的のようなものがきちんと書かれているべきではないかと思います。ここでは学校の適正な運営を確保することと、教育本来の目的を達成すると、こう書いてありますが、どういうことを言っているのかというのはやや不明です。これはどういうことを言っているのでしょうか。

一般的に人事異動をやるというときの目的というのは、私は2つあると思います。1つは組織のパフォーマンスを上げる。つまり、その組織にとって、よりいい人を持ってくることによってパフォーマンスを上げたいということ。

それからもう一つは、本人のキャリア形成を図るという、キャリア形成上の養成から組織のパフォーマンスは一時的に落ちるようなことがあっても異動させるというケースがあると。こういうことが人事異動の目的ではないかと思いますが、ここに書いている目的というのは、少し僕にとっては何となく方針というにしては、当たり前のことというか、いつでもやらなければいけないようなことを書いているだけという感じがするのですが、この2つの目的というのは何を具体的に言っているのかというのを教えていただけませんか。

○大 澤
学校教育
課 長

学校の適正な運営を確保するというところでは、ある学校に、例えば公教育ですから、何か偏った人材があり過ぎてもいけないとか、それから学校間の公立校としての学校均衡を図るということで、適材を適所に配置しながら、すべての市内の小・中学校が適正な運営を図れるようなことを確保していきたいという考えです。

教育本来の目的を達成するためということでは、これは授業を中心とした教育効果を上げるということのために、教職員の人事異動について考えていくという意味合いで使っております。

○森 山
委 員

そうなのだろうけど、よくわからない。「私は、教育本来の目的を達成するために異動するのでしょうか。それとも、適正な運営を確保する

ために異動するのでしょうか」と言われると、よくわかりません。

私は人事異動方針というからには、何のために人事異動を行うのかということについて、もう明快に少し示す必要があるように思います。

もちろん、人事異動というのは難しく、明快に目的どおり全部がうまくいくとは思えませんけれども、それでも、こういう目的を持っているんだということを、もう少し皆さんがなるほどと思えるようにする必要があるのでないかと私は感じます。何かこう書かなければいけない理由があるのでしょうか。

○大 澤
学校教育
課 長

これは神奈川県公立学校教職員の県費負担教員の人事異動方針が元々にありまして、それに則って、他市もこうだからということではありませんが、県内各市、この大きな県の掲げた3つの柱を同じような形で設定しています。

○森 山
委 員

恐らくこの2つとも組織のパフォーマンスを上げるということだと思いますが、人事異動には私が申し上げた第二の側面である本人の能力を開発するとか、あるいはキャリアを形成させていくとか、そういう観点が必ずあるはずですが、だから、もう少しいろいろな経験を踏ませて、将来管理職になったときに、偏った経験しかないような人材でないようにしようといったこともあるはずですが、そこが抜け落ちてしまっているのは、僕は少し人事異動の方針としては——いや、そんな観点は思っていないというのであれば話は別ですが、恐らくそんなことはないのではないかと僕は思います。

○田 村
委員長

人事異動はどこ職場にもあるということは、目的があるわけです。マンネリ打破、職場の活性化、本人のキャリア形成、やる気を出せるとかところ変われば気持ちも変わるだろう、この3つのことを中心にやっているわけです。だから、ここでは抽象的ではありますが、そういうことでやっているのだろうと思います。

今言われた3つの項目は、言葉としては大変きれいですが、実際難しいです。課長が一番ご苦労されていると思いますが、この辺はできるだけこの3つの目的が察するようにしてほしい。

本人のエゴで、希望と納得で異動させろというのは、教職員の世界だ

けです。この辺りは教職員大変甘いので、校長が意見を聞くときは、線をしっかり引かないと、なかなか思ったような人事ができないということだろうと思います。その辺りを考えていただきたいことが1点。

それから2点目です。再任用のことです。

課長を責めるわけではございませんが、年金の問題絡みで再任用を退職後もやっていたらしゃいます。いろいろな方から聞くと、「この人には再任用してもらいたい」という人は大体もう燃え尽き症候群で再任用は少ない。「え、あの人がまた再任用」というような方が多いです。

その辺は本人が希望すれば、どうにもならないのでしょうか。

○大 澤
学校教育
課 長
希望があれば尊重しなければいけません、ただ、県で面接の機会もありますので、どうしても不適切な場合にはお断りすることも可能であります。

○田 村
委員長
仕方がないと思いますが、困っているという話を聞きます。
それから、この再任用の学校での位置づけや、持ち時間の問題、公務分掌の分担、各学校悩んでおりますので、これは検討していただきたいと思ひます。

○大 澤
学校教育
課 長
先ほど森山委員からもお話がありまして、キャリア形成や能力育成ということは、当然教育長を含め、私の方でも人事異動の中では、教員がどこかの学校に行つて、よりよいパフォーマンスをしていただくことを考え、あるいは今ある学校でその学校長が話の中でこういった構想にして、よりやる気を出させるというようなヒアリングをしておりますので、そういった意味では、ここに細かく書かれてはいませんけれども、キャリア形成的なもの、教員の能力育成的なものについても意識しながら十分異動は考えております。

指導室でも教員の研修という形でキャリア形成というか、育成については関わっておりますので、異動と研修という両輪の中で、うまく機能しているように進めていきたいと思ひております。

○森 山
委 員
実際にそうだろうと思ひます。だから、人事異動方針を教育委員会で決定して欲しいと。

そこのところには、このくらいに書いておけばいいというようなもの

では僕はないだろうと思います、この人事異動方針（案）というのは。

もし、今大澤課長がおっしゃるようなことであれば、私はここで正式に人事異動方針を決めるからには、それなりにきっちりそうしたことが盛り込まれるような方針であって欲しい。本当はやっているから、方針の方はこんなことで承認してくださいというのは、提案者としては無責任過ぎるのではないかと思えるわけです。

ここの部分が私はやっているからそんなことは書かなくてもいいではないという方針なら、ないほうがまだという感じです。

○滝澤
教育長

最初に、今の森山委員の話ですけれども、これは今課長もお話したように、人事異動というのも県の方針と市教委がタイアップして動くこととなります。全県的視野に立って広く人事交流を行うこと、ここには学校事情とか、先生のキャリアアップだとか、さまざまな要素が入ってきますけれども、県教委との連携の中で人事異動もやると。これは大和市だけでというようなことでなくて、そういう指導を受けて、またはそういう連携を図りながらという部分もあるので、大和市独自では、なかなかいかないような部分もございますので、この辺については、またもう少しわかるような形で発信していきたいと思いますが、一応、この異動方針ということでご理解いただけたらと思います。

それからもう一点は、先ほど委員長も触れましたけれども、再任用者の問題です。これは県央教育事務所管内の他市に比べると、大和市の再任用の教員は断トツに多い。厚木市あたりは自治体としてレベルも大体同じくらいですが、厚木市では21年度末でほとんどゼロ。それに比べて大和市の場合は、他市に比べて突出しています。その結果、学校の校長による学校経営がきつくなってきているというのがあります。

それは、週20時間の2人で40時間という形で再任用しているため、その教員をクラスに位置づけることができません。すると、その教員は勤務外と称してクラスを受け持たない教員の中に入ってくる。その教員がそこにいるということは、20時間で40時間の正規の職員と勤務の形が違いますので、学校長が経営をしていくときに、その方たちが2人いるということは、例えば体調が悪くてお休みの教員がいるときに

は正規の先生がいるから臨機応変に対応しています。その辺が全く機能不全を起こしてしまっている学校があります。そうすると、校長が行かなければいけない。出張を取りやめてそっちに行かなければいけないとか、さまざまな難しい問題を呈しているわけですね。

だから、この再任用の制度というのは、非常に学校運営を、大和市の場合は特に小学校の方はきつくしている部分があります。

これは県教委の方に私自身も発信していきたいと思いますが、大和市の特性としてありますから、学校がきつくならないように、学校運営に影響がないような形で再任用の教員を配置していくという形が今後大きな課題になると。これは委員長と全く同じ考えです。

それで、本市の方で1つ動いたのは、今年、再任用であっても正規の教員と同じ40時間勤務を、校長を通して働きかけた経緯があり、小学校で1人だけそれを受け入れて、正規職員と同じような対応になった教員がいます。その教員は、再任用だけれども、クラス担任になっていました。

今後は健康状態も対応できれば、40時間を確保していただくような指導もしていかないと、小学校が学校運営上機能不全を起こしてしまいます。これは大変なことです。

○森山
委員

厚木がゼロで大和が40という。何故こうなっているのでしょうか。

○滝澤
教育長

これは教員の希望者が多いということです。厚木市では、定年退職になれば、もう二度と学校ではそういうことはしたくないという希望がどうもあるようです。しかし、大和市の教員は再任用で元気よく対応していくということで、自治体で温度差がございます。

その原因は分析したわけではありませんので、明快な答えはありませんが、そういう実態があります。教育長会議で聞いてもその辺はよくわかりません。そういう事実があるということだけ、はっきり話すことができる状況です。

○青蔭
委員

ただでさえ、学校が大変なときに、そういうことで校長や他の教員が負担を受けるというのは、もう少し根本的にお話を進めなければならな

いのではないのでしょうか。

○滝澤
教育長

学校教育課の方も頭を抱えているような状況ですが、法の規定がありますので、その対応で行き詰まっている学校もあります。

例えば、子どもが見えなくなったりすると、皆で手分けして探すこともあります。そういう時に、勤務時間内であれば動きますが、それが切れてしまうと、厳しいというようなこともあります。

そういうことも調整しながら、学校教育課も学校運営に影響がないように配慮していきます。

○田村
委員長

いろいろと問題もあるようですが、大澤課長にいろいろと考えていただき、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかはないようでしたら、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○森山
委員

賛成はいたしますけれども、私が申し上げたことについては、ぜひ何らかの形でご回答を後日でもいいからいただきたいと思います。

○田村
委員長

それでは、それを条件つきとして採決をさせていただきます。

議案第37号は条件つきで可決いたしました。

ここで、日程第4 議案第38号「大和市教育委員会職員の人事異動について」を追加いたします。

日程第3及び日程第4についてですが、非公開とすべき人事案件として審議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○田村
委員長

異議なしということですので、日程第3、第4は非公開といたします。関係者以外の退室をお願いします。

関係者として、教育部長、教育総務課長を指定いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

(非公開の審議)

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

- 田村委員長 再開をいたします。
退室されている間に新しい委員長が決定いたしました。
10月からの新しい教育委員長として青蔭委員を、委員長職務代理者に森山委員を選任いたしましたので、報告申し上げます。
ここで、新委員長よりごあいさつをいただきます。
- 青蔭委員 ただいま結果が出まして委員長ということでございますが、田村委員長の後を継ぐというのは大変重いものがございます。一生懸命務めさせていただきますが、一同ご協力をいただきまして、また、共々よき大和の教育のために尽力したいと思います。どうぞ、これからもよろしくお願ひ申し上げます。
- 田村委員長 次会からの席次について書記から報告していただきます。
- 飛田書記 ご報告申し上げます。次会からの席次でございますが、1番、森山委員長職務代理者、2番、田村委員、3番、滝澤委員、5番、青蔭委員長ということでお願ひをいたします。
- ◎その他
- 田村委員長 それでは、その他に入ります。
各課から報告事項をお願いします。
まず、「やまと おもしろ科学館の開催報告について」名取教育研究所長、お願いします。
- 名取教育研究所長 去る8月21日、土曜日に生涯学習センターを会場に開催いたしました「やまと おもしろ科学館2010」について報告いたします。
当日の参加人数は、受け付けした人数で530名の参加があり、親子で科学体験を楽しんでいる姿が見られました。来場者の地域を見ますと、市外からの来場者も増えております。

開催内容ですが、大ホールにおきましては、サイエンスショーとして、科学時代劇の公演を行いました。これは、捕り物風のコミカルな時代劇のストーリーの中に興味を引く実験だとか、それから科学的なパフォーマンスをたくさん盛り込んだ内容でとても好評でした。

科学体験ブースは、企業、NPO法人や市内、また市外の教職員、科学部の生徒など、11団体の協力により出展、開催をいたしました。今回は、ブースの出展数を増やすとともに、出展会場を北館だけではなく、本館にも設定し、全館を使用して各ブースのスペースを広くとりました。その結果、来場者の動きがスムーズにいき、例年運営の課題となっていました会場の混雑や待ち時間についても、来場者の不満というものを解消することができました。

来場者のアンケートからは、おもしろ科学館の内容について満足していただいております、開催の趣旨であります子ども達に科学の楽しさを体験させ、科学技術への夢を育むことにつながったと考えております。

この事業は、年々規模、内容を拡大・充実してまいりましたけれども、今後、運営面での負担も考慮しながら、今後の開催について工夫・検討していきたいと思っております。

最後に、12月18日の土曜日には、県立青少年センターとの共催で「子どもサイエンスフェスティバル～冬のおもしろ科学館」の開催を予定しております。以上です。

○田村 委員長
盛況であったようで何よりです。相変わらず、南部の参加が少ないので、学校の先生方にもっとPRしていただきたいです。

続いて、「渋谷学習センターの停電に伴う休館について」を西山生涯学習センター館長、お願いします。

○西山 生涯学習センター館長
渋谷学習センターの臨時休館について、ご報告させていただきます。

10月24日の日曜日にお休みをさせていただきたいと思っております。

理由としては、IKOZAは複合ビルでいろいろな店があるため、施設として館内規則を設けております。それに基づき、日曜日ですが、一斉に休んで、館内の電気点検を行うものであります。

一般的には、ウィークデーが休みになりますが、この施設には神奈川

銀行が入っており、銀行法第5条及び施行令第15条で銀行の休みの日が決まっており、平日に休むことができないことになっていることから、休日の日曜日にお休みをするということにしております。

市民の皆さんに対しては広報やまと、学習センターのホームページ、また館内表示といった形でお知らせしております。 以上です。

○田 村 事務局長から、ほかに何かありますか。

◎閉 会

○田 村 特にないようでしたら、10月の会議の日程をお知らせします。

委員長

10月の定例会は10月21日木曜日、午前10時からを予定いたしております。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会9月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時14分